

令和6年7月25日
高知県農業協同組合

「ししとう」からの残留農薬基準値超過成分の検出について

みだしのことにつきまして、令和6年7月24日（水）、JAグループの残留農薬自主検査で、当JA幡多地区はた営農経済センター管内の1生産者の「ししとう」から農薬成分の「フルトラニル」が食品衛生法で定められた残留基準値を超えて検出されました。

この成分を含む農薬は、「ししとう」への使用は認められておりますが、当該生産者は、誤った使用方法により、防除を行った結果、残留基準値を超過し、検出されました。

消費者及び関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫びいたしますとともに、以下にその内容をお知らせします。

記

1. 経過と対応

令和6年7月24日（水）にJAグループの高知県農産物安全検査センター（一般社団法人 高知県農業開発機構が運営）が行っている残留農薬自主検査で、農薬成分の「フルトラニル」が1.24ppm（食品衛生法上「ししとう」の残留農薬基準値は0.1ppm）検出されたとの報告を受けました。

当JAでは、直ちに当該生産者の出荷を停止するとともに、農薬使用実態を調査しました。

その結果、本来「株元灌注」で使用すべきところ、使用方法を誤り、薬剤を作物全体に散布し、防除を行ったことが判明しました。

当該生産者が収穫・出荷した「ししとう」は、当JAより県内外の市場等に54.7kg出荷しており、現在回収に取り組んでいるところです。

県内外市場の都府県は、宮城、福島、東京、神奈川、福井、石川、富山、新潟、長野、愛知、岐阜、京都、大阪、奈良、岡山、広島、福岡、香川、高知です。

2. 再発防止対策

各生産者へ事案の共有を行い、再度、農薬の適正使用について講習会等を開催して周知し、安全・安心への取り組みを徹底いたします。

3. 農薬成分「フルトラニル」の健康面への影響

検出濃度から、健康被害の恐れはないと思われます。

(「1日摂取許容量 (ADI)」を超えない)

※「1日摂取許容量 (ADI)」とは、人が毎日、一生涯、食べ続けても、健康被害が生じないと考えられる量で、当件では、体重 50 kgの人が毎日 3.5 kgの「ししとう」を食べ続けても健康に影響はありません。

以上